



No.211 令和2年5月10日発行 題字：中央小学校5年 中野賢人さん 浅井美羽さん

社協会費納入にご協力をお願いします。

5月

(納入金額) 1世帯500円

(納入期限) 令和2年6月30日(火)まで
ご協力いただいた会費は下記の事業に
活用します。



無料相談事業を実施しています

- 心配ごと相談(月2回)
- 司法書士による権利擁護相談(月1回)※要予約
- ボランティア相談(平日に随時対応)
- 生活困窮者相談・支援(平日に随時対応)

支援を必要とする方のために

- ひとり暮らし高齢者給食サービス(月1回)
- 緊急通報装置設置事業
- ひとり暮らし高齢者交流会
- 生活困窮者への食料支援、物品貸与、給付
- マイクロバス巡回送迎

福祉の輪を広げます

- 福祉体験事業の開催
- 福祉教育の実施
- 吉田町ふれあい広場の開催
(10月第4日曜日「吉田町民福祉の日」を予定)

介護の負担を和らげます

- 「車いす」の貸出し(無料)
- 「リフト車」の貸出し(燃料費一部負担)

車いすごと乗車できます。病院送迎やちょっとした
お出かけに活躍しています。

★令和元年度社協会費は、7,108世帯から3,554,000円のご協力をいただきました。

社会福祉法人 吉田町社会福祉協議会

吉田町片岡795-1 吉田町健康福祉センター「はあとふる」内

法人運営課(代表) ☎ 34-1800

包括支援課(地域包括支援センター) ☎ 33-2323
(fax33-2540)

FAX33-2606

E-mail: csw-yosid@po2.across.or.jp

ホームページ: <https://www.yoshida-shakyo.jp/>

在宅福祉課

居宅介護支援事業所 ☎ 33-2325

訪問介護事業所 ☎ 33-1051

通所介護事業所 ☎ 33-2423



★社協だよりは皆様からご協力いただいた「赤い羽根共同募金」の配分金でつくられています。

令和2年度社会福祉協議会事業計画

基本理念

ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち

基本目標

- 1 ともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり
- 2 だれもが安心して利用できるサービスの提供
- 3 地域福祉推進のための体制の強化
- 4 地域で安心して暮らせるまちづくり



●令和2年度新規・重点事業

- ・成年後見制度に係る事業
- ・地域居場所づくりの実施
- ・総合相談支援業務の実施
- ・認知症総合支援事業の実施

●毎月の事業

- ・認知症予防事業(はつらつ講座9会場/月)
- ・介護予防普及啓発事業(おいしい集い)
- ・介護予防・生活支援サービス事業(吉田町健康わくわくデイサービスおいしい集いA)
- ・介護予防普及啓発事業(運動器の機能向上事業)
- ・介護予防・生活支援サービス事業(吉田町健康わくわくデイサービスはあとふるパワリハA)
- ・介護者のつどい
- ・心配ごと相談(月2回)
- ・定例民生委員児童委員協議会、役員会及び運営委員会(各月1回)
- ・司法書士による権利擁護相談(月1回)
- ・ひとり暮らし高齢者給食サービス(月1回)
- ・センターだよりの発行(月1回)
- ・社協だよりの発行(隔月)

●令和2年度年間行事・福祉月間

- ・5月 児童福祉月間
- ・7月 社会を明るくする運動
- ・8月 福祉施設体験、福祉施設見学の実施
- ・9月 老人福祉月間
- ・10月 赤い羽根共同募金運動、第38回吉田町ふれあい広場(25日を予定)
- ・12月 障害者福祉月間、歳末たすけあい運動

●常時実施している事業

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・生活必需品等の給付又は貸与する事業
- ・緊急食糧支援事業の実施
- ・就労支援の実施
- ・生活福祉資金貸付相談
- ・日常生活自立支援事業
- ・車いす・リフト車の貸出し
- ・高齢者移動支援事業
- ・緊急通報装置設置事業
- ・ボランティアセンター事業
- ・善意銀行貸付相談
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援事業



第37回吉田町ふれあい広場



福祉体験講座



令和元年度はつらつ講座の様子

* 令和元年度『赤い羽根共同募金』から2,568,113円をいただきました。配分金は令和2年度事業に活用させていただきます。

共同募金を地域の福祉活動に活用します

「共同募金地域活動費交付事業」(助成事業)のご案内

吉田町社会福祉協議会では、令和元年度に地域の皆様からご協力いただいた赤い羽根共同募金を地域の様々な福祉活動に活用するため、地域活動費を交付しています。

交付総額: 450,000円

★1回の事業につき、30,000円を上限として交付し、1団体につき、年度内で100,000円を限度とします。

助成対象: 吉田町内における活動、吉田町民を対象とした事業

申込方法: 事業を実施する前に申請書、事業計画書等、指定する様式を吉田町社会福祉協議会へ提出

留意事項: 年度内であっても交付金総額に達した時は、受付を終了します。

助成対象となる事業、項目、
交付額算出基準等があります。
申請をお考えの際には
事前にご相談ください。



問合せ・申込み先: 吉田町社会福祉協議会法人運営課 34-1800

やさしいところをありがとう

(令和2年2月20日～令和2年4月15日)

ご寄付

- 吉田町スポーツ推進委員会 様
- シネマ倶楽部 様
- 石神 様

物品ご寄付

- JAハイナン青壮年部 様 緑茶
- 廣川敏枝 様 雑巾
- 萬年巖 様 歌の手帖

使用済み切手のリサイクル

- 長谷川建設株式会社 様
- 株式会社 クメタ製作所 様
- 榛南断酒会 様
- 糸田栄 様
- 株式会社タクミ総建 様
- 萬年巖 様
- 池田製作所 様



JAハイナン青壮年部 様

今年度計画している事業につきましては
状況により開催時期が変更することがあります。



高齢者の相談窓口 吉田町地域包括支援センター



**こんな時は私たちに
ご相談ください**



●家族介護支援事業

在宅介護をしている方に対し、勉強会や交流会を行います。

●在宅医療・介護連携に関する相談支援事業

在宅療養に関する相談に応じます。

●認知症初期集中支援事業

専門家チームが認知症状や困りごとについて一定期間集中的に支援します。

●認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の方とともに生活できる町づくりを行います。

吉田町健康福祉センター はあとふる 2階

平日午前8時15分～午後5時 **電話 33-2323**

そうだん掲示板

■心配ごと相談

5月13日、27日、6月10日、24日、
7月8日、22日

健康福祉センター相談室午後1時30分～
(受付終了:午後3時30分、予約なし)

*弁護士、人権擁護委員、民生委員児童委員、
行政相談員が対応します。

(問)社協 電話34-1800

■司法書士権利擁護相談

5月20日、6月17日、7月15日
(毎月第3水曜日)

健康福祉センター相談室
午後1時30分～午後4時30分

1週間前までにご予約ください。

(問)社協 電話34-1800(要予約)

■ボランティア相談

平日午前9時～午後5時

*ボランティアを始めたい方への対応や
活動資金相談(助成金情報)を受けて
おります。

(問)社協 電話34-1800

■生活福祉資金貸付相談(県委託)

平日午前9時～午後5時

*審査あり。まずはお問い合わせ下さい。

(問)社協 電話34-1800

■生活支援・自立支援相談

平日午前9時～午後5時

*日常生活上の不安解消のため、必要な
窓口や手続きにおつなぎします。

(問)社協 電話34-1800

■高齢者総合相談

平日午前9時～午後5時

*高齢者介護、虐待対応等の相談を受けて
おります。

(問)地域包括支援センター 電話33-2323

■知的障害者相談

6月2日、7月7日

(毎月原則第1火曜日)

健康福祉センター相談室

(問)相談員:芝(電話32-3065)*要予約

■精神障害者相談

5月20日、6月17日、7月15日

(毎月第3水曜日)

総合障害者自立支援施設「あつまりーナ」相談室

(問)相談員:桑高(電話32-1793)*要予約

★すべての相談は無料です。すべての相談は秘密厳守です。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C021550